

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

かいせい
が改正されました



ほうりつ せいしきめいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
法律の正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

れいわ ねん ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい じぎょうしゃ ごうりてきはいりょ ていきょう
令和3年（2021年）5月に障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供
が義務化されました。改正法は、令和6年（2024年）4月1日に施行されました。

	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	しょう ひと 障がいのある人への ごうりてきはいりょ ていきょう 合理的配慮の提供
くに きょうせいきかん 国の行政機関 ちほうこうきょうだんたい 地方公共団体など	× きんし 禁止 ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いが きんし 禁止されています。	ほうてきぎむ 法的義務 ごうりてきはいりょ おこな 合理的配慮を行わなければ いけません。
みんかんじぎょうしゃ 民間事業者など こじんじぎょうしゃ 個人事業者やNPOなど ひえいりしぎょうしゃ 非営利事業者も含まれます。	× きんし 禁止 ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いが きんし 禁止されています。	かいせいまえ <改正前> とりよくぎむ 努力義務 ごうりてきはいりょ おこな 合理的配慮を行うよう うと 努めなければいけません。 ↓ かいせいご <改正後> ほうてきぎむ 法的義務 ごうりてきはいりょ おこな 合理的配慮を行わなければ いけません。



合理的配慮の提供とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。

重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することを含め、話し合い、理解を得るように努めることが大切です。

<合理的配慮の例>

段差がある場合に、スロープなどで補助をする。



視覚に障がいのある人に対して書類の内容を読み上げながら説明する。



合理的配慮の事例を詳しく知りたい人は、「合理的配慮サーチ」（内閣府の公式Webサイト）をご覧ください。



Q&A

Q 対象となる「障がいのある人」とは？

A 障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心や体のはたらきに障がいがある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障がい児も含まれます。）

Q 不当な差別的取扱いの禁止とは？

A 障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、制限すること、障がいのない人にはつけないような条件をつけることなどが禁止されます。



松山市 福祉推進部 障がい福祉課

TEL : 089-948-6353 FAX : 089-932-7553

メール : shougai@city.matsuyama.ehime.jp

